

2025 年度日本政府（文部科学省）奨学金 研究留学生（大学推薦） 〔一般枠〕

大学推薦による国費外国人留学生の申請にあたっては、申請資格等について、受入予定の指導教員からメールでの問い合わせやオンライン・インタビューが頻繁に行われますので、可能な限り丁寧に回答してください。

下記をよく読み、受入予定の指導教員等の指示に従って、全ての必要書類を期限までに提出してください。

1. 応募資格及び条件

（1）対象

大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者^{*1}

^{*1} 現在社会人の者は最終学歴、在學生は現在在籍する課程の学業成績係数が 2.30 以上であり、奨学金支給期間中の在籍課程においてもこれを維持する見込みがある者をいう。学業成績係数は、成績証明書記載の成績を元に算出する。

ジョイントディグリー、ダブルディグリーの学生については、下記①②の条件をいずれも満たす場合、申請対象となる。

- ①日本以外での研究活動の期間が留学期間（奨学金支給期間）の半分以下であること。
 - ②プログラムの最初の半年間（6か月）以上は日本に滞在し、日本の大学で研究活動を行うこと。
- ※ただし、日本以外に滞在している期間は、奨学金は支給されない。

（2）国籍

文部科学省の指定する重点国 (<https://u.kyoto-u.jp/022pf>) の国籍を有する者。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者で、渡日時までに上記重点国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

（3）年齢

原則として 1990 年 4 月 2 日以降に出生した者

上記年齢条件の例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

ただし、上記年齢要件を満たさないヤング・リーダーズ・プログラム修了生が博士後期課程への入学を希望する場合は、同プログラム修了後5年以内に限り、応募を認める。

（4）学歴

日本の大学院修士課程、専門職課程、博士課程（前期）、博士課程（後期）、一貫制博士課程の

入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）

（５）専攻分野

大学において専攻した分野又は関連した分野とし、京都大学で研究が可能な分野であること。

（６）語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

○日本語

- ① 日本語能力試験（JLPT）のレベル **N2 以上**に合格している者
- ② 日本の大学院修士課程・専門職学位課程・博士課程（前期）・博士課程（後期）・一貫制博士課程への入学資格を満たす教育課程を、**日本語を主要言語として修了**した者（受入れ時までに修了見込みの者を含む）
- ③ ①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者

○英語

- ① 英語における**ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上^{*2}**の資格・検定試験のスコアを有している者
- ② 日本の大学院修士課程・専門職学位課程・博士課程（前期）・博士課程（後期）・一貫制博士課程への入学資格を満たす教育課程を、**英語を主要言語として修了**した者（受入れ時までに修了見込みの者を含む）
- ③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者

^{*2} IELTS 5.5 以上、TOEFL iBT 72 以上、（TOEIC Listening: 400 以上、Reading: 385 以上、Speaking:160 以上、Writing:150 以上）等。リスニング・リーディング・スピーキング・ライティングの4技能を計測できる試験で CEFR B2 相当以上のスコアを有していること。技能別にスコアが算出される検定試験については、全ての技能のスコアが CEFR B2 相当以上であること。詳細は下記を確認すること。

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/26/1420500_1.pdf（日本語のみ）

非正規生（研究生）として日本語・英語の語学能力③で推薦、採用された場合、正規課程進学の前年度12月頃に奨学金支給期間の延長申請を行うこととなっている。その時までに、①の条件を満たしておく必要がある（③は認められない）。

（７）健康

日本留学について心身ともに支障がないと大学が判断した者。

（８）渡日時期

原則として、京都大学の後期の始まる10月1日から数えて前後2週間（**9月17日~10月15日**）のうち、指定する期日に渡日可能な者。やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、指定された期間最終日（10月15日）までに渡日できない場合は採用を辞退すること。

また、自己の都合により、上記の所定の期間より前に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

(9) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、「留学」の在留資格で入国すること。なお、採用された者が、例外的に、採用時に「留学」以外の在留資格で日本に在留していた場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更する必要があるので留意すること。また、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」等の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

なお、今後国によっては、日本政府として、入国前結核スクリーニングを実施する可能性があるため、査証取得の際には必ず国籍国所在の在外公館の指示に従うこと。

(10) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は京都大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（学籍発生後辞退者を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
 - ・奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに3年以上の学業又は職務経歴がある者。
 - ・最後に受給した日本政府（文部科学省）奨学金が日本語・日本文化研修留学生（帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みのある者に限る）、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者。
 - ・日本政府（文部科学省）奨学金（大学推薦・特別枠）の学部生として学士の学位を取得した者、又は取得見込みの者。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の2025年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に日本に在籍している者。
- ⑥ 奨学金支給開始後（受入大学における学籍等発生後）に日本政府及び日本政府関係機関（（独）日本学生支援機構を含む）拠出の奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。本学の学生においては、機構SPRINGプログラム及び機構次世代AIプログラムによる支援を受けることを予定している者も対象外。
- ⑦ 「卒業・修了見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。
- ⑩ 非正規生のみで正規課程への進学を目的としない者。
- ⑪ 学位取得を目的としない者。

(11) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も京都大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力すること等で、自国と日本との関係の促進に努める者を採用する。

2. 奨学金支給期間・奨学金月額 等

(1) 奨学金支給期間

①渡日後、**非正規生（研究生）**として在籍する場合：

2025年10月から2027年3月までの最長1年6か月

②渡日後、**正規生（修士課程・専門職学位課程・博士課程（前期）・博士課程（後期）・一貫制博士課程）**に在籍する場合：

2025年10月からそれぞれの課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）

（一貫制博士課程においては、1年次から2年次までを修士課程として、3年次から5年次を博士課程として奨学金支給期間を取り扱うため、2年次終了まで）

月の途中で学期が開始（学籍が発生）する場合には、当該月の奨学金は支給しない。

（例）学期開始日が2025年10月2日の場合、奨学金支給期間開始月は2025年11月とする。

非正規生および正規生（修士課程・専門職学位課程・博士課程（前期）・一貫制博士課程の2年次）の学生で上位課程への進学（一貫制博士課程の学生の場合は3年次への進級）を希望する者で、一定の基準を満たす、特に成績が優秀な者については、進学の前年度12月頃に、進学に伴う**奨学金支給期間の延長申請**をすることができる。申請が採用され、かつ進学希望の課程への入学が許可された場合、その課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）まで、奨学金の支給期間が延長される。延長申請時に記載した進学希望研究科・進学希望月以外に進学する場合や、他大学の研究科に進学する場合には、奨学金の支給期間を延長することはできない（ただし、私費留学生として修学することは可能）。

(2) 奨学金月額

- | | |
|--|-----------------------------|
| ・非正規生（研究生） | ：月額 143,000 円 ^{*4} |
| ・修士課程学生、専門職学位課程学生、博士課程（前期）学生、
一貫制博士課程1・2年次生 | ：月額 144,000 円 ^{*4} |
| ・博士課程（後期）学生、一貫制博士課程3～5年次生 | ：月額 145,000 円 ^{*4} |

^{*4} 修学地域が**吉田キャンパス、桂キャンパス、大津市**の場合は**3,000円**、**宇治市、犬山市**の場合は**2,000円**が、上記金額に上乗せされる。

その他、国費留学生として、**入学金、検定料、奨学金支給期間中の授業料も免除**される。
なお、日本政府の予算状況により各年度で上記の金額は変更される場合がある。

(3) 渡日旅費

文部科学省は、上記「1. (8) 渡日時期」に定める所定の期間中に渡日する学生に対し、旅行日程及び経路を指定して原則として航空券を交付する。航空券は、原則、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から関西国際空港までの下級航空券とする^{*5}。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、以下(a)又は(b)の場合には、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から関西国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。

(a) 国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び、国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者。

(b) 国籍国から日本への直行便がない者。

「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「1. (8) 渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

^{*5} 関西国際空港着の航空機がない場合は、成田空港または羽田空港着となる場合がある。

(4) 帰国旅費

文部科学省は、原則として大学を卒業又は修了し、上記「(1) 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、原則、関西国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から関西国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「7. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職、引き続き私費外国人留学生として大学に在籍する場合等）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

3. 提出書類

I 申請書 (2025 Application Form)

※顔写真（6 ヶ月以内に撮影・4.5×3.5cm・上半身・正面・脱帽・裏面に国籍と氏名を記入）を添付すること。電子データの貼付も可。

II 専攻分野及び研究計画 (Field of Study and Research Plan)

※2 ページ以上になっても構わない。

III パスポートの写し

※パスポートが無い場合は公的身分証明書、本国の戸籍謄本の写し 等

IV 最終出身大学（学部又は大学院）の成績証明書（出身大学で発行したもの）

V 現在在籍している課程の成績証明書（在籍大学で発行したもの）【在学生のみ。最終学歴が

【IVの大学（学部又は大学院）と異なる場合】

VI 最終出身大学（学部又は大学院）の卒業（見込）証明書又は学位記

VII 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績

※V以外に優秀であることを証明するものがある場合。（例）研究に関連する分野の賞の受賞記録 等

VIII 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（京都大学長あてのもの）

※学業成績係数の算出ができない場合は、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位30%以内であるとみなされる旨の記載が必要。

IX 論文概要等

※執筆した、または執筆中の論文内容を簡潔にまとめたもの

X 上記「1.（6）語学能力」を証明する書類

※例）IELTS、TOEFL等のスコア

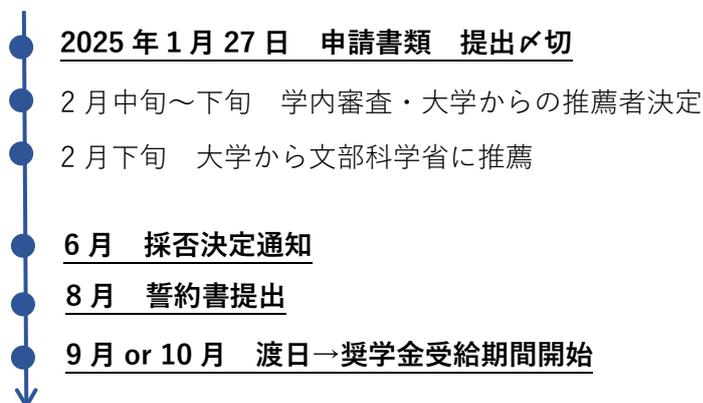
- ・大学や役所が発行する公文書を除いて、書類は全て**A4サイズ**（W: 210 mm, H: 297 mm）に統一し、できる限り手書きは避け、**日本語又は英語**で作成すること。日本語又は英語以外の言語による書類は、日本語訳を添付すること。
- ・一度提出した書類は返却されない。

4. 提出期限・提出先

2025年1月27日

医学研究科大学院教務掛（kyoumu-in@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）

5. 申請後の流れ



6. 推薦可能人数

京都大学からの推薦可能人数は **3** 名。

7. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は、奨学金の支給の取り止めや、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の査証を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格から他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 京都大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

8. その他注意事項

- ・ 不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。
- ・ 本学からの推薦者に選ばれた場合、他大学からの国費留学生の推薦者に重複して選ばれることはできない。もし重複して推薦された場合、いずれの推薦も受理されない。
- ・ 奨学金支給対象者として採用された場合、渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低20万円程度（2,000米ドル程度）用意すること。
- ・ 奨学金の受給には、毎月指定の事務室で、在籍確認のサインをする必要がある。海外渡航中などでサインができない場合は、その月の奨学金は支給されない。
- ・ 奨学金支給対象者として採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス）を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学修了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために、公表する場合がある。また、国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者が、国費外国人留学生として採用される。
- ・ 留学査証の申請に関し、国籍国の在外公館にて査証申請を行う者については、文部科学省から便宜供与依頼を行うため、在留資格認定証明書は不要。
- ・ 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日は認めない。
- ・ このほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は日本政府が別に定めるところによる。

■問い合わせ先

XX 研究科 XX 掛

メール

電話番号